

令和 5 年 1 2 月

お客さま各位

大分みらい信用金庫

「デビットカード取引規定」一部改定のお知らせ

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年 2 月より「ことら送金」および「Bank Pay」サービスが開始されることに伴い、当金庫は 2023 年 12 月 13 日より、以下のとおり「デビットカード規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

1. 改定日

2023 年 12 月 13 日

2. 一部改定する規定

デビットカード取引規定

3. 改定内容（下線部が改定箇所）

新	旧
第 1 章 デビットカード取引 (省略)	第 1 章 デビットカード取引 (省略)
第 2 章 キャッシュアウト取引 1. <u>適用範囲</u> 次の各号のうちのいずれかの者（以下「C O加盟店」といいます。）に対して、カードを 提示して、当該加盟店が行なう商品の販売ま たは役務の提供等（以下本章において「売買 取引」といいます。）および当該加盟店から現 金の交付を受ける代わりに当該現金の対価 を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」 といいます。）について当該加盟店に対して 負担する債務（以下「対価支払債務」といま す。）を預金口座から預金の引落とし（総合口 座取引規定にもとづく当座貸越による引落 しを含みます。）によって支払う取引（以下	

「COデビット取引」といいます。) については、この章の規定により取扱います。

(1) 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約 (以下本章において「規約」といいます。)

を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人 (以下「CO直接加盟店」といいます。) であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当金庫が承諾したもの。

(2) 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当金庫が承諾したもの。

(3) 規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当金庫が承諾したもの。

2. 利用方法等

(1) カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者 (CO加盟店の従業員を含みます。) に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2) 次の場合には、COデビット取引を行なうことはできません。

① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

② 1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

(3) 次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。

① 当金庫所定の回数を超えてカードの

暗証番号を誤って端末機に入力した場合

② 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みませ
ず。)が、当金庫が定めた範囲を超える場
合

③ カード(磁気ストライプの電磁的記録
を含みます)が破損している場合

④ そのCO加盟店においてCOデビット
取引に用いることを当金庫が認めていな
いカードの提示を受けた場合

⑤ COデビット取引契約の申込みが明ら
かに不審と判断される場合

(4) 購入する商品または提供を受ける役務等
が、CO加盟店がCOデビット取引を行な
うことができないものと定めた商品または
役務等に該当する場合には、COデビット
取引を行うことはできません。

(5) CO加盟店においてCO加盟店の業務を
行うために必要な量の現金を確保する必要
がある場合など、CO加盟店が規約にもと
づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場
合には、カードをキャッシュアウト取引に
利用することはできません。

(6) 当金庫がCOデビット取引を行なうこと
ができないと定めている日または時間帯
は、COデビット取引を行なうことはでき
ません。

(7) CO加盟店によって、COデビット取引
のために手数料を支払う必要がある場合が
あります。その場合、当該手数料の支払債
務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3. COデビット取引契約等

(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされ
た時に、端末機に口座引落確認を表す電文
が表示されないことを解除条件として、加
盟店との間で対価支払債務を預金口座の引
落しによって支払う旨の契約(以下「COデ
ビット取引契約」といいます。)が成立する
ものとしてします。

(2) 前項によりCOデビット取引契約が成立

したときは、次の行為がなされたものとみなします。

① 当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

② CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4. 預金の復元等

(1) COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当金庫を含みます）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、ます。

(2) 前項にかかわらず、COデビット取引を

行なったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません）。

(3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。

(4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。

(5) COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. 不正なキャッシュアウト取引の場合の補償
偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット

取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当金庫所定の事項を満たす場合、当金庫は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、当金庫所定の基準に従って補てんを行うものとします。

6. COデビット取引に係る情報の提供

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

7. カード規定の読替

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

(省略)

第4章 規定の変更

1. 規定の変更

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

第2章 規定の変更

1. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上 (令和5年12月13日現在)	以上 (令和2年4月1日現在)
----------------------	--------------------